

(4) 市町村等研修生取扱い要綱

昭和 47 年 7 月 31 日 制定

昭和 49 年 6 月 5 日 改正

平成 13 年 3 月 1 日 改正

平成 20 年 2 月 8 日 改正

令和 元年 10 月 1 日 改正

令和 3 年 3 月 29 日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、県における実務の習得を通じて市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の職員の資質向上と、市町村等における行政管理の向上に資するため、市町村長、一部事務組合管理者及び広域連合長（以下「市町村等の長」という。）が当該市町村等の職員を研修生として県へ派遣する場合に必要な事項を定めるものとする。

(研修方法)

第2条 研修生に対する研修は、研修を受けようとする専門的な知識及び技術に応じて研修生を知事の事務部局の関係機関に配置し、当該機関における実務を通じて、これを行うものとする。

(研修期間)

第3条 研修の期間は、原則として1年以内の期間において、知事と研修生を派遣する市町村等（以下「派遣市町村等」という。）の長が、そのつど協議して定める。

2 研修の期間は、前項に定めるもののほか、市町村等への権限移譲に関わる研修など、実務の習得にさらに一定の期間を必要とする場合には、知事と派遣市町村等の長との協議により、2年以内の期間（通算して3年を限度とする。）を延長することができる。

ただし、法令等の定めるところにより、特に必要と認める場合には、知事と派遣市町村等の長との協議により、2年を超えてこれを延長することができる。

(研修生の身分取扱い等)

第4条 研修生は、研修の期間中は県の職員の身分をあわせ有することとなるものとする。

2 研修生の身分取扱いに関しては、別に定めるもののほか派遣市町村等の職員に関する法令の適用があるものとする。

3 研修生の身分取扱いについて疑義あるときは、知事と派遣市町村等の長が、そのつど協議して定める。

(給与等の負担区分)

第5条 研修生の給与その他の給付は、派遣市町村等が負担するものとする。

ただし、別に定める場合を除いては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費は県がこれを負担するものとする。

(勤務時間その他の勤務条件等)

第 6 条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、県の職員に関する法令の規定を適用するものとする。

(研修生の推せん)

第 7 条 市町村等の長は、この要綱に基づいて当該市町村等の職員を研修生として、県へ派遣しようとするときは、次条各号に掲げる選考基準に適合する者を選び、研修生派遣計画書(様式 1)、研修生推せん書(様式 2)及び履歴書(写真添付)(様式 3)各 1 通を派遣予定日前 1 か月までに知事に提出するものとする。

(研修生の選考)

第 8 条 知事は、前条に基づく研修生の推せんを受けたときは、被推せん者が次の各号に掲げる条件を具備しているかどうかについて審査し、適当と認める者を研修生として採用するものとする。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、身体強健であること。
- (2) 将来、市町村等の幹部職員としてふさわしい者であること。
- (3) 原則として派遣市町村等の職員として 1 年以上在職している者であること。
- (4) 原則として年齢満 40 歳以下の者であること。

(研修結果の通知)

第 9 条 研修生が所定の研修期間を終了したときは、知事はその研修結果を、研修結果通知書(様式 4)により派遣市町村等の長に通知するものとする。

(研修生の事後指導)

第 10 条 県は、研修生の研修効果を高めるため、研修修了者が自主的に行う地方行政に関する研究に関して必要な援助を行うよう努めるものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、そのつど知事と派遣市町村等の長が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 9 条に係る改正後の研修結果通知書（別紙）は、令和 3 年 4 月 1 日以降に採用される研修生の研修結果から適用する。